

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

JFE電制株式会社
東京都港区芝大門1-9-9

2. 指名停止措置期間

平成26年2月13日から平成16年2月26日まで（2週間）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事実概要：

JFE電制株式会社が請け負った、JFEスチール西日本製鉄所内の電気設備補修工事において、下請負人の作業員が変電室内の電路及び支持物を清掃し、ボルトを増締めする作業を行っていたところ、近接する高圧電路に接触して感電死する事故について、倉敷簡易裁判所から同社及び同社安全衛生担当者に対し、労働安全衛生法違反による略式命令があり、平成25年1月11日に刑が確定した。

5. 指名停止措置理由：

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当し、契約相手方として不相当と認められるため、本件については2週間の指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第1 当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準

措 置 要 件

（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）

8 一般工事の施工に当たり、安全管理措置が不適切であったため、工事関係者に死亡または負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務企画部 経理課長 三上 均 電話018-836-2070